

○届出の概要

1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、**形質変更時要届出区域※内において土地の形質を変更する行為**です。「**土地の形質の変更**」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれます。

ただし、通常の管理行為等については、届出対象外となります。「**通常の管理行為等**」とは、次の行為です。

① 掘削行為であり次の基準を満たすもの

I：掘削面積 10 m²以上の場合、掘削深度 50cm 未満の行為

II：掘削面積 10 m²未満の場合、掘削深度 3m 未満の行為

（ただし、措置のための構造物に変更を加える行為、汚染土壌の区域間移動又は飛び地間移動を伴う場合は届出の対象）

② 汚染を拡散しない方法で行われるボーリング（土壌汚染の調査又は観測井を設ける目的のものに限る。）

③ 土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣の定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの。

2 届出の義務者

届出の義務を負う者は、「**形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者**」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています。

土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等の関係では、開発事業者等がこれに該当します。請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

3 届出の期限

届出書の提出は、**形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更に着手する日の 14 日前まで**に行う必要があります。

4 留意事項

形質変更時要届出区域から汚染土壌を搬出する場合は、別途、法第 16 条第 1 項に基づく届出書を提出する必要があります。法第 16 条第 1 項に基づく届出を行う場合は、できるだけ法第 12 条第 1 項と合わせて提出するようにしてください。

また、区域の指定前に工事を行う必要がある場合は、別途ご相談ください。

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

東三河総局長
県民事務所長 殿
市 長

該当しないものについては、取り消し線を引いてください。

届出者 郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇
住所 〇〇市〇〇町〇〇
氏名 〇〇株式会社
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇

土壌汚染対策法第12条（第1項、第2項、第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

事業場等であった全地番を記載
全地番が記載できない場合は、別紙に記載

形質変更時要届出区域の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番、〇〇番、〇〇番 形一〇 平成〇〇年〇月〇日指定
土地の形質の変更の種類	掘削、基礎設置、アスファルト被覆、埋戻し
土地の形質の変更の場所	〇〇市〇〇町〇〇番、〇〇番 (詳細は添付書類〇〇のとおり)
土地の形質の変更の施行方法	添付書類〇〇のとおり
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	令和〇年〇月〇日
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	令和〇年〇月〇日
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	添付書類〇〇のとおり
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	添付書類〇〇のとおり
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称 基準に適合しなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物（溶出量基準） 詳細は添付書類〇〇のとおり ●●株式会社 指定番号 環〇〇—〇〇—〇〇号 調査を行った場合は基準不適合物質について、記載してください。
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	該当する場合は、搬入元の区域の所在地を記載してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

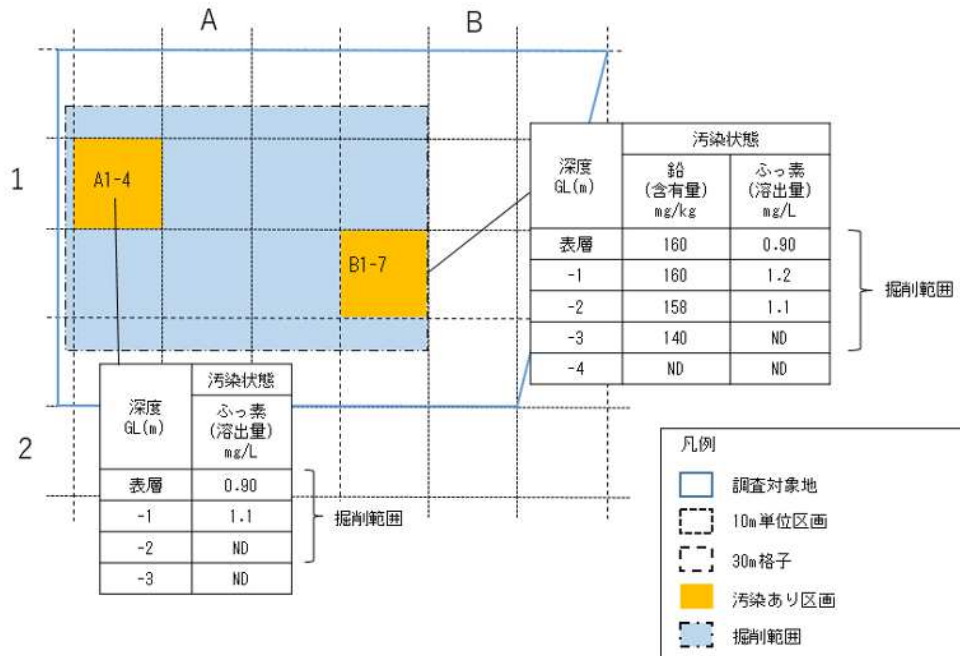
添付書類

- ☐ 1 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
- ☐ 2 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- ☐ 3 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図
- ☐ 4 周辺環境保全対策
- ☐ 5 搬出する基準不適合土壌の体積の集計表
- ☐ 6 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- ☐ 7 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- ☐ 8 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

1 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面

土地の形質の変更をしようとする場所が分かる図面を添付してください。

2 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面

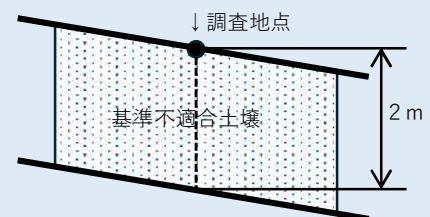


①掘削除去を行う部分とその深度、②特定有害物質ごとの汚染濃度が分かる図面を添付してください。

※汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）2.1.2(1)参照

3 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図

- 全体の施工計画及び施工フローを作成し、原則、区画ごとに作成してください。
- 単位区画内に傾斜がある場合は、傾斜の状況と形質変更範囲の関係がわかるように記載してください。（愛知県では、基準不適合土壌の深さは傾斜に沿って判断します。）
- 傾斜地において、掘削除去を標高管理により施行する場合は、掘削深度の管理及び記録方法について事前に窓口に相談してください。
- 土地の形質の変更に当たり基準不適合土壌が帯水層に接する場合にあっては、工事による汚染の拡散防止対策を含めて記載してください。
- ※「土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準」（平成31年環境省告示第5号）、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）Appendix12参照
- 形質変更時用届出区域外から土壌を搬入する場合にあっては、埋め戻し土壌の性状を記載してください。
- ※「要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法」（平成31年環境省告示第6号）、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）Appendix15参照



（例）基準不適合土壌の深さが2mの場合

4 周辺環境保全対策

対策工事期間中に実施する環境保全対策を記載してください。

- ・ 特定有害物質の飛散、揮散、流出防止等の対策
- ・ 騒音対策
- ・ 悪臭対策
- ・ 地下水対策
- ・ 運搬時の飛散防止措置 など

※土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）5.4.5 参照

5 搬出する基準不適合土壌の体積の集計表

単位区画	汚染状態	対策深度 (m)	掘削面積 (m ²)	掘削深度(m)	地下構造物の 体積※(m ³)	搬出土量(m ³)
A1-4	ふっ素及び その化合物 (溶出)	2	100	2	10	190
B1-7	鉛及びその 化合物 (含有)	3	60	3	0	180
	ふっ素及び その化合物 (溶出)	3	60	3	0	
合計						370

※地下構造物の体積が不明の場合は「0」と記載してください。

6 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

上記図面と合わせ、土地の形質変更後における基準不適合土壌の残存する範囲及び深度を明示した図面も作成してください。

7 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

対策工事期間中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法を記載してください。

- ・ 地下水汚染の拡大が確認された場合は直ちに、掘削作業を中止する。
- ・ 工事区域周辺にシートパイルを準不透水層まで打設し、地下水汚染の拡大を防止する。

など

8 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

事故、災害その他の緊急事態が生じた場合における対応方法を記載してください。

- ・非常災害等の緊急事態が生じた場合、盛土や観測井等汚染除去等の措置に係る構造物や設備等に損壊がないかどうか確認する。損壊があった場合には速やかに修復する。
- ・事故、災害等による汚染の拡散の有無を確認する。

など